

第4章 施策の展開

基本目標

1

いつでもどこでも相談できる仕組みづくり

取組の柱

1-1

相談機能の強化

1 相談を包括的に受け止める体制を強化する

現在国では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域共生社会の実現を掲げ、高齢者福祉の分野では先行して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。このような中、近年、地域福祉を取りまく課題は複雑になってきており、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備が求められています。

誰もが必要な時に適切な福祉サービスを利用できる地域を目指すため、相談支援体制の充実を図ります。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①関係機関との連携を進めることで、包括的な相談支援につなげる体制を整えます。
- ②職員の相談対応力の向上を図り、窓口でのきめ細やかな対応や、支援へのスムーズなつながりを実現します。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①窓口の一本化、職員間や関係機関との連携強化を図り、適切な支援にスムーズにつなげられる体制を整えます。
- ②職員の相談支援能力、専門性の向上を図るため、研修会等への参加によるスキルアップに努めます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①困りごとがある時は、広報やホームページなどから、相談場所や窓口等を把握し、個人や家族で抱え込むことがないよう意識します（自助・互助）
- ②地域交流の場などで、困っている方への相談先の情報提供を心がけます（互助・共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
あすてらすを核とした分野を横断した相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・社会福祉協議会 	複合化・複雑化した課題に的確かつスムーズに対応するため、あすてらす内の関係部署を核として社会福祉協議会によるコーディネート体制を図っていきます。
職員の相談支援能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・社会福祉協議会 	外部・内部の研修等へ積極的に参加し、福祉施策や福祉ニーズの変化などについて学び、スキルアップに努めることで、職員の相談支援能力の向上を図ります。

地域福祉コラム

【総合保健福祉センター「あすてらす」】

総合保健福祉センター「あすてらす」は、健康で安心して暮らせるまちづくりの拠点として、平成16年7月に開館しました。

あすてらす内には、健康課、子育て支援課、保育所・幼稚園課、社会福祉協議会、ボランティア情報センター、障害者生活支援センターサポネットおごおりなど、様々な生活支援機能が集約しており、健康・福祉に関する情報発信の拠点、分野を横断した包括的な支援の中心としての役割が期待されます。



◆ 「あすてらす」の外観

【小郡市社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、全国の市区町村全てに組織された社会「まちに住んでいる私たちみんな」で福祉「幸せ」を協議「話し合う」会です。

住民をはじめ様々な地域の関係団体の他、自治体や社会福祉事業者など幅広い福祉関係者と連携しながら、「福祉のまちづくり」を目的に様々な活動を行っています。また、生活上での困りごとの相談を受け、解決を図っていく活動も行っています。



◆ 社会福祉協議会事務所（「あすてらす」内1階）

2 身近で気軽な相談支援をすすめる

支援が必要な人を漏れなく把握し、支援につなぐためには、身近な相談先の充実や、ささいなことでも気軽に相談できる相談窓口を実現することが重要です。また、隣近所や地域の中で、悩み事を気軽に話したり、共有したりできる関係を構築できるよう、啓発や交流の機会をつくっていくことも重要です。

市民にとって身近で気軽な相談支援の充実を図り、誰もが適切なアドバイスや支援を受けることができる体制を整えます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ①アウトリーチ型の相談支援を行い、地域ごとの実情や相談ニーズを把握します。また、普段あまり相談窓口を利用できていない人にも支援が行き届くように努めます。
- ②地域カフェや出前講座などを開催し、地域住民が気軽に悩みを相談でき、かつ、行政が地域の実情を知ることができる機会の創出を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①社会福祉協議会が設置する窓口で相談を受け付けるとともに、地域の方々に研修を行い、市民の身近な相談者としての育成を図ります。
- ②地域の活動やイベント等に積極的に向くことで、地域の現状や困りごと、支援が必要な人を把握し、効果的な支援へとつなげます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域行事への参加や日頃のあいさつなど、近所づきあいを活発化し、相談しやすい関係づくりに努めます（自助・互助）
- ②地域の集まりや組織を困りごとの掘り起しの場とするなど、身近な地域での相談機会を増やします（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
地域包括支援センターの拡充	長寿支援課	市内に三箇所の地域包括支援センターを設置し、きめ細やかな相談業務の充実を図ります。
巡回介護相談事業	長寿支援課	新たに設置される包括支援センターの専門職によるアウトリーチ型の支援として、介護等の相談体制の構築を図ります。
巡回支援専門員整備事業	子育て支援課	発達が気になる子どもの成長を支え、子ども一人ひとりが充実した生活を送ることができるよう、児童発達に関する専門員が市内保育所を巡回訪問し相談支援を行います。
総合生活相談	人権・同和対策課	隣保館及び各集会所が、地域の身近な相談機関として、暮らしに関する様々な相談業務を実施します。
地域生活支援拠点等事業	福祉課	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネート機能を整備し、アウトリーチで地域の困難事例の把握等に取り組み、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を整備します。
健康相談	健康課	あらゆる世代の健康に関する相談を「あすてらす」にて、保健師や管理栄養士が面談または電話で行います。
子育て世代包括支援センター	健康課	妊娠期から子育て期における母子やその家族へ切れ目ない支援を行います。母子健康手帳の発行、妊産婦・新生児訪問や乳幼児健診では、子育てに関する情報提供や助言、相談等を行い、必要があれば、関係機関と連携し支援します。
相談支援に携わる人への研修	社会福祉協議会	健康福祉部会や区長会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などの方々を対象とした研修を実施し、地域の身近な相談支援者としての人材育成を図ります。



◆西地区地域包括支援センター



◆東地区地域包括支援センター



◆南地区地域包括支援センター

取組の柱

1-2

情報受発信の強化

1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える

行政や事業者により様々な福祉サービスが実施されていますが、それらの支援やサービスの内容について、的確な情報提供のあり方が求められています。また、近年はSNS等、新たなコミュニケーションの手段が充実してきており、そのような新たな媒体を活用した広報にも積極的に取り組んでいくことが必要です。

情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ① 支援やサービスを必要とする人が的確な情報にたどり着けるよう、情報が必要な人の状況に応じた手法で、わかりやすい情報提供を行います。
- ② 広報紙や掲示板だけでなく、SNS等多様な媒体を活用した広報を実施し、幅広い層の市民に情報が行き渡るよう、情報発信を行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 高齢者や障がい者など、普段から情報入手が困難な状況にある人に対し直接、情報提供を行います。
- ② 社協だよりやホームページ、SNS等多様な媒体を活用した広報を実施し、サービスやイベント等の情報についてわかりやすく発信します。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 回覧板や声かけ、地域の集まりへの積極的な参加などを通して、近所や地域の中での情報共有を心がけます（互助）
- ② 新たな機会や媒体の活用を検討し、情報受発信の手段を増やします（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
介護保険 パンフレット	長寿支援課	パンフレットで当事者やその家族に、介護保険サービスについての周知を図ります。
認知症あんしん ガイドブック	長寿支援課	認知症の進行に応じた対応やサービス等の情報提供を行います。
おごおり子育て 支援ガイド	子育て支援課	子育てで困った時、育児に関する情報を知りたい時、友達に会いたい時、親子で遊びたい時などの楽しい子育てのための情報提供を行います。
あのねメール	子育て支援課	18歳未満の児童を対象に家族や親、いじめ、DVなど悩みや不安をメールで受け付け、返信する相談メール「あのね」を設置(本人の同意なしで家族に知らせるなどはしない)し、相談しやすい環境整備を図ります。
多様な媒体による 広報	・市 ・社会福祉協議会	ホームページやSNS、あすてらすフェスタでの広報等を通して、市や社会福祉協議会の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉サービスの様々な情報について発信します。
個別の情報提供 の推進	・市 ・社会福祉協議会	視覚障がいのある人など、個別に情報を提供する必要がある人のために情報を入手できるように支援を行います。
「社会福祉協議会 だより」の発行	社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業・活動をわかりやすく記載するとともに、市内の福祉団体の福祉活動や福祉サービスの情報、地域における福祉活動や課題などの情報を広く掲載します。

地域福祉コラム

【ファクスによる110番・119番通報の取組】

聴覚・言語障がいなど、電話での会話が難しい人でも、すぐに110番・119番通報ができる専用のファクス用紙が活用されています。この用紙は、小郡聴力障害者福祉協会・小郡手話の会の会員の皆さんが中心となって、ろう者自身が考えて作成・改良を重ねた用紙です。作成にあたっては、消防署や警察署などからもご協力をいただいています。



2 住民への福祉教育や啓発をすすめる

市民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域づくりのためには、市民一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、身近なことからも地域を支える担い手を増やしていくことが必要です。また、自他をかけがえのない存在として認める人権尊重の精神の確立が必要であり、そのためには福祉教育と併せて人権教育・啓発を進めることが重要です。

市民に対して福祉意識を根付かせるための活動・啓発を促進させる他、若年層など福祉に関心が薄い層に対し、福祉に関する啓発を届けることができるよう、効果的な広報手段等を検討します。

また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、福祉教育・啓発と併せて人権教育・啓発及び関連する施策を総合的に推進していきます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ① 広報紙や掲示板等、多様な媒体を活用した広報を実施し、市民への福祉・人権意識啓発に努めます。
- ② 社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員児童委員などの地域福祉を推進していく方々の人権意識の向上を図るとともに、学校等の関係機関と連携し、市民に対し人権意識の啓発、人権・同和問題研修の実施を広く行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 広報や福祉教材配布、イベントでの福祉活動体験等を通し、市民への福祉意識啓発に努めます。
- ② 学校や地域で行われる福祉教育や体験に対し、助成や備品の貸し出し等の支援を行い、活動の充実を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 出前講座を活用するなど、地域での研修等を開催し、意見交換や知識の共有の場を設けます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
人権週間記念講演会	人権・同和対策課	毎年12月の人権週間に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題をテーマに講演会を実施します。
人権センター公開講座、 隣保館・集会所周辺 啓発講演会	人権・同和対策課	人権問題について学習する場として、市民の方を対象に公開講座を年2回程度開催します。また、隣保館・集会所の周辺地域の住民を対象に年1回講演会を開催します。
同和問題市民講演会	人権・同和教育課	毎年7月の同和問題啓発強調月間に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題をテーマに講演会を実施します。
七夕人権 [★] 考座	人権・同和教育課	年7回の講演会を開催します。その中で障がい者の人権や高齢者の人権をテーマにした講演会も実施します。
障がい児長期休暇 スクール事業	・福祉課 ・社会福祉協議会	障がいのある小・中学生、高校生の長期休暇中に通うスクールに、市民がボランティアとして参加し、障がいへの理解を深める機会を提供します。
福祉教育教材 「ともに生きる」の配布	社会福祉協議会	小学生を対象に、教材「ともに生きる」を配布し、福祉教育に活用します。
福祉活動協力校 の活動助成	社会福祉協議会	小中学校などの福祉教育活動に対して助成を行い、福祉教育の充実を図ります。また、各校の担当者会議を隔年で開催し、活動を推進します。
福祉教材等の 貸し出し・指導	社会福祉協議会	学校で行われる総合学習や福祉教育、体験学習に対し、車いす等の備品の貸し出しや指導を行います。また、地域の介護予防講座などに対し、教材等の貸し出しなどを行います。
イベントなどで の福祉体験	社会福祉協議会	あすてらすフェスタなどで、高齢者疑似体験、ボランティア体験の場を提供します。また、福祉機器の紹介、ボランティア活動の紹介を行います。

地域福祉コラム

【障がい児長期休暇スクール】

市・サポネットおごおり・こぐま福祉会・小郡市社会福祉協議会の連携により障がいのある小中高生を対象として、春・夏・冬休み中に開催しています。遊びと体験の場の提供を通して、障がい児同士やボランティアとの交流、保護者の支援及びボランティアの育成を目的として開催しています。



◆もちつきの様子

基本目標

2

みんなで地域を支える仕組みづくり

取組の柱

2-1

担い手の育成

1 人材の育成を推進する

急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。小郡市においても、役員などへの負担の偏りや、民生委員児童委員をはじめとした、地域での福祉の担い手不足は大きな課題となっています。

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていく他、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ① 民生委員児童委員等地域の役員の担い手不足の解消につながるよう、新たな制度や仕組みについて検討します。
- ② 講座や研修等を実施し、市民や福祉サービス従事者の福祉に関する技術向上や知識獲得、福祉意識の醸成を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 若年層の福祉サービスの担い手を長期的に確保していくことができるよう、人材確保・育成の体制を整えます。
- ② 研修等に積極的に参加し、職員の技術向上を図るとともに、地域の方々への研修も行い、身近な福祉人材の育成を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 地域福祉活動に携わって感じたやりがいや喜びなどをPRします（自助）
- ② 行政区（自治会）役員、ボランティア、子ども会、民生委員をはじめとする地域で活動する人たちとの交流の場など、自分が地域で出来ることの気付きや地域福祉活動に関心を持ってもらうことにつながる機会をつくります（共助）
- ③ 若い世代をはじめ、様々な人が活躍できる参加しやすい地域活動の場をつくります（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
福祉活動の協力者に関する制度の構築	・福祉課 ・社会福祉協議会	地域福祉の担い手解消と地域のみinnで広く福祉を担っていくための制度の構築を進めます。
民生委員児童委員の担い手確保に向けた取組	福祉課	民生委員児童委員活動のPRや負担軽減の取組など、担い手確保に向けた取組を進めます。
サロンで活動する推進員の育成事業	長寿支援課	公民館等で、交流する場(サロン)での活動を支援する「サロン推進員」を養成し、高齢者の閉じこもり予防や仲間づくり、健康づくりの推進を図ります。
生活支援サポーター(仮称)養成講座の開催	長寿支援課	「生活支援サポーター(仮称)養成講座」を開催し、当該講座修了者に『ボランティアポイント制度』の普及啓発活動やボランティア活動の中核を担っていただき、制度の普及を図ります。
高齢者等はつらつ教育事業	生涯学習課	地域の高齢者に対して、「創り」、「学び」、「活かす」ための講座を開設し、高齢者の学習機会の充実と社会参加活動の促進を図ります。

地域福祉コラム

【ふれあいネットワーク活動と地域で活躍する人たち】

ふれあいネットワーク活動は、孤立しがちな高齢者や支援を必要とする人に対する声かけ、見守り、訪問活動、交流(サロン)を通して悩みや問題を発見・解決していく取組です。活動では、地域の大勢のみなさんが活躍しており、様々な研修や活動を通して日々、スキルアップをされています。

自分のできることから取り組み、気軽に参加していただくことで、みんなで地域の福祉を支え合うことが期待できます。



◆ サロン推進員養成講座の様子



◆ サロン(健康体操)の様子



◆ サロン(講演会)の様子



◆ サロン(食事会)の様子

2 ボランティア活動の活性化を図る

小都市では、様々なボランティア活動が行われており、地域福祉推進の一翼を担っています。しかし一方で、今後も増えることが予想されるボランティアニーズに対し、ボランティア活動者の不足や高齢化といった現状がみられています。

ボランティア団体の活動活性化を図るため、活動支援体制の充実を図るとともに、市民のボランティア参加機会の拡充や、参加しやすい環境づくりを推進します。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①ボランティア活動の重要性や活動内容などを市民に周知・啓発し、市民のボランティアに対する意識の醸成を図ります。
- ②市民がボランティアに参加しやすいよう、ボランティア団体や活動者に対しての支援や情報提供を行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①関係機関・団体と連携体制を充実させ、ボランティアニーズの細やかな把握をしながら、活動者と受け入れ側のコーディネートを行います。
- ②ボランティア養成講座等を実施し、幅広いボランティア人材の育成を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①ボランティア活動に携わる人は、活動の喜びややりがいのPRに努めます（自助・互助）
- ②SNSを活用した呼びかけや参加しやすい雰囲気づくりなど、若い世代の担い手確保に努めます（共助）

地域福祉コラム

【ボランティア養成講座】

地域ボランティア講座や聞こえのサポーター講座、手話奉仕員養成講座など、様々な分野のボランティアについての講座が行われています。

災害ボランティア講座ではたくさんの市内高校生が参加し、若年層の人材育成が期待されます。



◆災害ボランティア講座にて

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
地域の自主的な 体操教室を支援する 取組	健康課	地域で健康づくりを推進する「健康運動リーダー」を養成し、健康運動リーダーが運営する自主的な体操教室の開催を支援します。
ボランティア情報 センター事業	社会福祉協議会	ボランティアニーズの把握と、活動希望者の登録及び情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。また、SNSや社会福祉協議会のホームページなどを活用し、センターの活動について周知していきます。
ボランティアに 関する情報の収集 と提供	社会福祉協議会	行政の関連部署や生涯学習センター、校区コミュニティセンター、福祉サービス事業所などと連携を図り、情報を共有します。また、ボランティア活動関係の研修会などへの参加や、他市町村ボランティアセンター職員との交流、学習会の開催などに努めながら、情報収集を進めます。
ボランティア 養成講座の開催	社会福祉協議会	ボランティア活動を始めたい人、新たな知識を習得したい人が、活動に活かしていける入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会とします。
ボランティア連絡 協議会の運営支援	社会福祉協議会	ボランティア連絡協議会の事務局を担当し、地域における福祉課題などの情報を共有するとともに、理事会・役員会の開催、役員研修会の実施、機関紙の発行、ふれあいオリンピックの共催などを行います。

地域福祉コラム

【地域の居場所づくり支援団体交流会】

高齢者サロンや子どもの居場所づくりなどを地域で行っている団体のネットワーク形成の場として開催されています。それぞれの団体が課題や成果を語り合い、交流することで今後の活動のさらなる活性化を図ることができます。



◆ 交流会の様子

取組の柱
2-2

参加・参画機会の充実

1 地域での交流の場・活躍の場をつくる

地域の中で、市民が互いを知り、支え合う関係づくりを進めていくためには、祭りなどのイベントや地域活動など、交流の場や機会の充実により、参加者を増やしていくことが、きっかけづくりとして重要です。また、高齢者の生きがいづくりや、市民の多様な経験やスキルを地域貢献につなげていく場という観点からも、参加・参画機会の充実は大きな役割を持ちます。

地域住民が参加し、交流できる機会や、地域活動に対する多様な支援を行い、住民同士の関係づくり、互いに支え合う地域づくりを促進します。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ①地域でのイベントや交流の場づくり等を企画し、幅広い市民が地域交流に参加できる機会のさらなる創出を図ります。
- ②地域でのイベントや活動に対する支援を行い、活動内容の充実や参加者の増加を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①地域団体などと連携し、市民や福祉関係者が交流したり、意見交換をしたりできる機会を創出します。
- ②地域交流の場やイベント等に、用具の貸し出しや職員の派遣等の支援を行い、活動内容の充実を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域のリーダーや活動者などイベント主催者の負担が少なくなるよう協力します（互助）
- ②地域活動やイベント等の情報発信を強化し、積極的な参加を呼びかけます（互助・共助）
- ③世代間交流や、障がい者などコミュニケーションが不足しがちな人たちとの交流の場をつくれます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
介護家族の集いの場づくり	長寿支援課	家族介護者が互いに悩みを語り合うだけでなく、介護専門職を交えて、相談できる場を設けるなど、取組の充実を図ります。
高齢者の居場所づくり	長寿支援課	認知症カフェや住民主体型の介護予防活動への補助事業、集い（通い）の場等の高齢者の居場所づくりに関する取組の充実を図ります。
子どもの居場所づくり	子ども育成課	アンビシャス広場など子どもが安心して過ごせる「地域の居場所づくり活動」の支援を行います。また、居場所づくりに取り組む団体同士の交流のため、アンビネット小郡市地域連携協議会の会議やイベントの開催を支援します。
子育て支援センター	子育て支援課	地域における子育て親子の交流等を通じて、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
地域学校協働活動本部導入事業	生涯学習課	地域住民を学校支援ボランティアとして派遣し、様々な教育活動（算数の丸付け補助、ミシン操作、昔遊び、通学路の見守り等）等で活躍の場を創出します。
ふれあいネットワークサロンの支援	社会福祉協議会	様々な人たちが交流できる場となるよう、サロンの目的や内容などを、ふれあいネットワーク推進委員会と検討します。また、福祉サービスや認知症に関する出前講座、レクリエーション用品の貸出し、職員の派遣を行うなど、支援の充実を図ります。
居場所づくりに取り組む団体との意見交換会の開催	社会福祉協議会	地域で高齢者などが集える居場所づくりに取り組む団体同士のつながりをつくるため、視察、研修を開催し、情報交換とネットワークづくりのための場の提供を行います。



◆三国カフェの様子（高齢者の集いの場）



◆つどいの広場 ほかほか「読み聞かせ」の様子（子ども・子育て中の親の集いの場）

2 協働による福祉の推進を行う

近年、多様な民間の団体や地域活動者等により、地域の課題に応じて、様々な取組が試みられています。行政と地域団体にとどまらず、NPO、企業など多様な主体がそれぞれの専門性やアイデアを活かし、連携・協力しながら地域福祉を推進していくことが求められています。

市民や関係団体・事業所等の多様な主体と連携・協力しながら、地域の福祉課題解決に向け、取組を推進していきます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①市民や地域団体と協力し、地域の福祉課題について共有しながら、ニーズに応じた支援の取組を検討していきます。
- ②地域のNPOやボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①地域団体などと連携し、地域の福祉課題について共有しながら、課題解決に向けて協力していきます。
- ②地域のNPOやボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域の施設、企業、NPO、ボランティア等、様々な地域資源との連携や活用を検討します（共助）



◆子どもたちとふれあいサロンの合同
そうめん流しの様子
【下町ふれあい広場（市民提案型協働事業）】



◆笑って健康落語会の様子
【東野校区協働のまちづくり健康福祉部会事業】

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
各校区協働のまちづくり組織との協働	市	各校区の地域福祉について、協働のまちづくり組織等と協働して取組を進めます。
社会福祉法人の地域公益取組の促進	福祉課	地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実につながるよう社会福祉法人の積極的な取組への支援を進めます。
交通弱者支援の取組	福祉課	自治会バスの運営や移動販売など交通弱者支援の取組の拡充を図ります。
市民提案型協働事業	コミュニティ推進課	NPOやボランティア団体など、地域福祉の分野で活動する市民活動団体と協働し、より効果的な地域の福祉課題の解決に取り組みます。
ふれあいネットワークの推進	社会福祉協議会	健康福祉部会や行政区（自治会）ふれあいネットワーク推進委員会に出席し、情報交換や意見交換を行いながら、推進体制の強化について、地域の組織・団体などと一緒に検討します。
福祉団体活動支援	社会福祉協議会	老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会や母子寡婦福祉会などの福祉団体、民生委員児童委員協議会などに助成をし、活動などを支援します。また、福祉団体からの人的な協力依頼に対し支援などを行います。

地域福祉コラム

【地域での交通支援の取組】

日常の買い物に困難を抱える方が多い味坂小学校区では、地域のボランティアを中心として移動販売「あじさか号」を実施しています。地元企業と協力し、市民・企業・行政の協働による運営を行っています。

自治会バス「ベレッサ号」・「みはら号」は、交通弱者といわれる方々の日常生活上の移動手段を確保し、通院や買い物などが不自由なくできるよう実現したものです。自治会バスは、「地域住民の手作りのバス」として、自治会やボランティア運転手など地域住民の協力によって支えられています。



◆ 移動販売「あじさか号」



◆ 自治会バス「ベレッサ号」・「みはら号」

基本目標

3

安全・安心に暮らせる仕組みづくり

取組の柱

3-1

支援体制・福祉サービスの充実

1 福祉サービスの量や質の充実を図る

介護、障がい者支援、子育て支援等、様々な福祉サービスの充実は、地域福祉を推進していく上での重要な基盤となります。現在も多様なサービスの実施に努めていますが、市民を取りまく福祉課題の多様化、複合化が進む中、市民ニーズに応じたきめ細やかなサービスが求められています。

時代の流れや市民ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、福祉サービスを必要とする市民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ①市民・地域の福祉サービスのニーズを把握し、多様な福祉サービスの量の確保・質の向上を図ります。
- ②関係課や関係機関との連携を強化し、困りごとや福祉課題の解決に向けて分野横断的に対応できる体制を構築します。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①社協が行う福祉サービスについて適切に実施し、市民の福祉向上を図ります。
- ②市内の福祉サービス提供者と連携し、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐことができる体制を整えます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①近所の高齢者や障がい者などの支援が必要な人や、地域活動へ誘っても来ない人などの引きこもりがちの人を把握し、必要に応じて支援や福祉サービスへとつなげます（互助）
- ②認知症カフェ、外国人支援、買物支援など、地域の課題に即した活動を検討します（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
小郡市自立支援協議会の取組	福祉課	障がいがある方の生活支援のため、障害福祉サービス事業所や教育、就労を含めた関係者が連携し、地域の支援体制の強化を一層進めます。また、地域の支援者等を対象に障がい児・者の地域生活支援や権利擁護に関する研修会の開催、就労・児童・生活・相談支援のワーキングチームでの障がい児・者の生活支援についての勉強会等を定期的に実施します。
成人保健訪問相談	健康課	保健師や管理栄養士がアウトリーチ型の健康相談を行います。
母子保健訪問指導	健康課	助産師や保健師等が妊産婦・新生児訪問を行い、産後ケア等の母子保健事業のサービスを紹介します。
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育て支援課	仕事や買物などで外出する際の子どもの預かり等、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の支援を行いたい人(協力会員)が会員登録し、地域で子育てを助け合う会員制の相互援助活動を支援します。
福祉バス運行事業	社会福祉協議会	ふれあいネットワークや福祉団体、ボランティア団体等が実施する研修やボランティア活動、レクリエーション活動などが円滑に実施できるよう福祉バス(さちかぜ号)を運行します。
車いす・車いす対応車輛の貸出し事業	社会福祉協議会	一時的に車いすが必要になった人(入院患者の外泊やケガなど)に、車いすの貸出しを行います。また、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、車いす対応車輛(スロープカー)の貸出しを行います。
遊具の点検・補修及びベンチの設置	社会福祉協議会	子どもたちが安全に遊べるよう、行政区(自治会)内の地域広場における遊具などの点検・補修を行うとともに、広場などで休息などができるよう、ふれあいベンチの設置を行います。

2 地域での見守りや助け合いをすすめる

住み慣れた地域で、誰もが安心して日常生活を送るためには、隣近所や地域内での日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要となります。また、このような取組を通して、地域内での要支援者を把握し、声をあげることができていない要支援者を支援につなげていくことが必要です。

隣近所や地域内での見守りや助け合いを促進するため、意識啓発や地域内での関係づくりに向けての支援を進めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①高齢者や障がい者など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①高齢者や障がい者など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。
- ②地域の方々などと連携し、地域における見守り体制の整備を支援します。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①あいさつなど、日頃からのコミュニケーション、近所づきあいを心がけます（自助・互助）
- ②回覧板の受け渡しなど日常的な行動を活用した声かけや見守りを心がけます（互助・共助）
- ③登下校中の子どもたちの見守りを心がけます（互助・共助）
- ④ひとり暮らしの高齢者、障がい者など、コミュニケーションが不足しがちな人や引きこもりがちな人たちを把握し、見守りや助け合いにつなげます（共助）
- ⑤見守り活動やサロン等の地域福祉活動は自治会や民生委員児童委員を中心に地域全体で取り組みます（互助・共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
高齢者の見守り活動	長寿支援課	高齢者のみの世帯を対象に見守り支援台帳を作成し、民生委員等と連携して見守りを実施します。
独居高齢者宅訪問活動	人権・同和対策課	隣保館・集会所職員が地域の独居高齢者宅への訪問活動を実施し、安否確認・生活相談・各種情報提供等を実施します。
学び場支援事業	人権・同和教育課	子どもたちが、地域の大人によるボランティアの見守りや支援を受け、「基礎基本の力」と「自学自習の力」を身につける「学び場支援事業」を推進します。
ふれあいネットワーク事業	社会福祉協議会	行政区ごとにふれあいネットワーク推進委員会を設置し、見守り活動を推進します。市民一人ひとりが無理なく、高齢者など支援が必要な方への声かけ、見守りなどをできるよう、地域・行政と連携して支援を行います。

地域福祉コラム

【地域内での見守り】

地域では、行政区や民生委員児童委員をはじめ、多くの団体がいろいろな形で見守りに携わり、地域全体で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

中央1区では保育園がお散歩の時間を活用して高齢者への見守り・声かけを行っています。この取組は社会福祉法人による地域公益的な取組として行われています。



◆ちびっこ見守り隊の様子

また、みくに野団地区では空き缶を収集場所まで持参できない高齢者宅へ中学生が訪問・回収に行き、併せて声かけを行っています。

これらの取組は高齢者の安否確認だけではなく、世代間交流の機会にもなっています。

取組の柱

3-2

いのちを守る支援の充実

1 生活困窮者への支援を充実させる

生活困窮の課題を抱える世帯では、障がい、ひとり親家庭などその原因となる様々な課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

生活において困難を抱える人たちに対しての経済的・物質的支援を充実させていく他、見守りや相談支援などの体制の強化を図ります。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①生活をする上で困難を抱える市民に対し、公的な支援や手当等を実施します。
- ②生活困窮者が受けることができる公的な支援や手当について、わかりやすく周知・広報をします。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①生活困窮者をはじめ、様々な課題を抱える人たちに対して相談支援を実施し、必要な公的支援や福祉サービスにつなげます。
- ②複合的な課題を抱える人に対し、多面からのアプローチができるよう、関係機関との連携体制を強化します。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①生活困窮者は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
生活困窮者 自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・社会福祉協議会 	仕事や借金、家族関係など、様々な理由で経済的に困窮している人の相談に応じ、困窮状態から早期に脱却するための支援を行います。生活困窮者の抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、計画に基づく包括的な支援ができるよう関係機関との連絡調整などを行います。
生活困窮者への 包括的な 相談支援の充実	社会福祉協議会	生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えているため、相談内容に応じて支援や制度を組み合わせながら支援を行います。また、現在の制度のみでの支援が難しい人には、様々な社会資源を活用しつつ、ワンストップかつ包括的な支援の総合的な相談窓口としての機能を果たせるような仕組みづくりを行います。
ふくおかライフ レスキュー事業	社会福祉協議会	生計困難者等への公的な制度やサービス等への橋渡しを行い、必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の支援を行います。
生活福祉資金 貸付事業	社会福祉協議会	低所得世帯、障がい者世帯、また、失業などによって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、生活の自立を支援します。
緊急援護資金 貸付事業	社会福祉協議会	低所得世帯などに対し、緊急時に対応できる小口資金の貸付を行います。
日常生活自立 支援事業	社会福祉協議会	認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理などを行います。
善意銀行事業	社会福祉協議会	社会福祉に貢献したいという住民の善意の金銭や物品、また、労力を預託し、善意を必要としている人に、これらの預託金品や労力を支給・貸与するシステムを検討します。

2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する

ライフスタイルの多様化や、ライフステージの移行に伴い、既存の制度では対応が困難、また、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要と考えられる、いわゆる「制度の狭間」への対応が、全国的に課題となっています。

「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図るため権利擁護の取組を推進するとともに、現行の制度で対応が難しいケースに対し、柔軟に対応するための連携体制や、相談支援体制の強化に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ① 複雑な課題を抱える人を早期に把握し、相談支援につなげられるよう、関係機関との連携強化や情報共有を促進します。
- ② 権利擁護の視点から、虐待や認知症への理解促進をはじめ、支援を要する人のいのちや財産を守る取組を進めます。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 様々な課題を抱える人に対する相談支援を実施し、課題解決に向けてアプローチをするとともに、必要とされる支援へとつなげます。
- ② 地域の方々と連携し、複雑な課題を抱える人の見守りや早期把握に努め、支援へとつなぎます。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 虐待の可能性を感じた時は、匿名で構わないので、関係機関へ通報します（自助・互助）
- ② 複雑な課題を抱える人は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます（共助）
- ③ 認知症など病気の理解を促進するとともに、認知症の方などの行方不明に備えた見守りと連絡の体制づくりを進めます（共助）



◆ 立石 SOS ネットワーク検索、声かけ模擬訓練の様子



◆ 企業で実施された認知症サポーター養成講座の様子

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
認知症高齢者等 SOSネット ワークシステム	長寿支援課	認知症高齢者等が行方不明になった場合に、市や関係機関、地域住民等が連携して行方不明者を早期に発見するためのネットワークを整備します。
虐待防止に 向けた取組 (高齢者)	長寿支援課	虐待を早期に発見し、介入することで深刻化を防ぎます。また、養護者へ支援を行い介護の負担を軽減することで、高齢者虐待を未然に防ぎます。
虐待防止に 向けた取組 (子ども)	子育て支援課	関係機関、関係者による支援を実施するとともに、ケース検討会議を行い、関係者で情報の確認・共有をします。
虐待防止に 向けた取組 (障がい者)	福祉課	長寿支援課と子育て支援課と連携し、虐待対応をします。また、虐待通報対応マニュアルを活用し、担当職員以外であっても対応可能なように体制整備をします。
認知症サポーター 養成講座	長寿支援課	認知症サポーター養成講座を開催し、参加者への認知症に対する正しい知識の啓発及び自分ができる範囲での支援についてスキルアップを図ります。
「チームオレンジ」 事業の推進	長寿支援課	地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結ぶための「チームオレンジ」を推進し、活動を支援します。
成年後見の市長 申立等による 支援	長寿支援課	成年後見制度の利用が必要な高齢者に対し、その申立を行う親族等がない場合、市長による申立を行い、高齢者本人の権利・財産の保護を図ります。
日常生活支援 事業	子育て支援課	ひとり親家庭又は寡婦の方が就職活動や技能習得のための通学、疾病等に伴い、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りのお世話を支援します。
養育支援訪問 事業	子育て支援課	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
うつ家族広場	福祉課	うつ病・抑うつ状態と診断された方のご家族の集いを設け交流や情報共有の機会となるよう取り組み、自殺対策につなげます。

3 災害に備えた取組をすすめる

東日本大震災以降、災害対策が全国的な課題となる中、近年、小都市においても、突発的な豪雨や地震など命を脅かす災害が身近に起こり、災害への備えの重要性が再認識されています。

行政と社会福祉協議会による災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害が起きた時の安全な避難や支え合いができるような地域づくり・関係づくりを後押ししていきます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①地域内での高齢者や障がい者など、避難行動要支援者について把握し、災害時に支援ができる体制を整えます。
- ②地域での自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力向上を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害時のボランティア活動が円滑に行われる体制を整えます。
- ②災害時に備え、関係機関やボランティア団体と連携し、ボランティア養成講座などを行います。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えます（自助）
- ②地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、若い世代へも参加の呼びかけを行います（共助）
- ③普段からの関係づくりや見守りを、災害時の要支援者の把握につなげます（共助）
- ④地域での危険場所について、把握と改善に努めます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
自主防災組織 育成事業	防災安全課	行政区での自主防災組織の活動を活性化し、その活動を支援していくため、防災に関する研修会の開催、防災知識の普及啓発、校区単位での訓練の実施等の取組を行います。
避難行動要支援者支援（個別支援プラン）の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿支援課 ・福祉課 ・防災安全課 	「避難行動要支援者対象者リスト」に掲載している要支援者全員の「個別支援プラン」が策定されるよう、自主防災組織による支援体制の確立を推進します。
災害ボランティア 講座事業	社会福祉協議会	災害に備え、災害ボランティアに関する講座を開催し、災害に対する意識づけや、災害時のボランティア活動につなげます。
災害時を意識 した見守り活動 の推進	社会福祉協議会	災害時の安否確認や避難行動支援などを意識し、ふれあいネットワークによる日頃の声かけや見守り訪問を実施するよう呼びかけます。

地域福祉コラム

【自主防災活動】

行政区ごとの自主防災組織や、校区単位で防災に関する様々な取組が行われています。災害時の地域内での助け合い、支え合いが期待されています。



◆図上訓練「イメージTEN」

災害時に自主防災組織がどのように対応したらよいかを考える訓練です。

災害の発生前～発生後までの自主防災組織の役割や必要な人材、不足している資機材などを検証し、自主防災組織の災害対応力や組織力の向上を図ります。

◆防災運動会

競技に防災を取り入れた運動会です。楽しみながら防災知識や災害時に必要なノウハウを学ぶことができ、地域内の世代間交流などコミュニティの活性化にもつながります。



